

四万十町障害者活躍推進計画

機関名

四万十町

任命権者

四万十町長

計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

計画の対象職場

町長部局

課題

平成30年において、障害のある職員の辞職により新たに障害のある職員を雇用したが、辞職した職員が重度身体障害者であったため、法定雇用率は未達成となった。法定雇用率を達成するため、また、令和3年4月までには、地方自治体の法定雇用率は2.5%から2.6%に引き上げとなる予定であることから、令和2年度以降、当町においては、さらなる障害者の積極的な採用を実施する必要がある。

障害のある職員の活躍のためには、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。

目標

採用に関する目標

障害者雇用率：当該年6月1日時点の法定雇用率以上

定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

- (1) 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- (2) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、個人に周知する。
- (3) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無の把握をすることとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。

(2) 募集・採用にあつては、以下の取扱いを行わない。

(ア) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

(イ) 自力で通勤できることといった条件を設定する。

(ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

(エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

(オ) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大に推進する。